『特定生殖補助医療法案』提出への懸念:にじいろドクターズは全ての人の性と生殖 に関する健康と権利が守られる社会を目指します。

現在、一部の生殖補助医療が受けられるかどうかが、カップルのあり方によって変わる法律が立案されようとしています。事実婚、同性カップル、選択的シングルなどの場合は生殖医療が受けられない、さらには、それに関わった医療機関に対して罰則が課せられる可能性がある法律が立案されようとしています(1)。

特定生殖補助医療法案の趣旨

- ・第三者からの精子や卵子の提供を受ける不妊治療の対象を法律婚の夫婦に限り、事 実婚、同性カップル、選択的シングルはこの不妊治療を受けられない。
- ・法律婚のカップル以外に医療を実施した医療機関が中止命令に違反した場合には、 刑罰が科される。

今の社会にはすでに多様な家族のカタチがあり、子どもを産み育てる LGBTQ の親御 さんも多くいらっしゃいます(2)。戸籍上の同性カップルの場合には法律婚ができない ことから、すでに不利益を被っている家族も少なくありません。また、子どもたちの 成長には、親のジェンダーやカップルの形態が影響を与えるのではなく、その家族が 社会的支援を受けられるかどうかが重要であるというデータもあります(3)。

私たち一般社団法人にじいろドクターズは、全ての人の性と生殖に関する健康と権利 (セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を守ることが医療者の役割で あると考え、この法律の立案に対し強い懸念をここに表明します。私たちは、ともに 社会を生きている多様な家族のカタチを支持します。

2024年(令和6年)10月9日 一般社団法人にじいろドクターズ 理事一同

- (1)毎日新聞. 特定生殖補助医療法案の最終案、罰則や利益授受禁止など 超党派議連. https://mainichi.jp/articles/20241007/k00/00m/040/183000c
- (2)朝日新聞デジタル. 子育てする性的少数者 242 人 研究チーム発表「国は実態把握を」. https://www.asahi.com/articles/ASS9H0QLYS9HUTFL01HM.html
- (3) American Academy of Pediatrics Committee on Psychosocial Aspects of Child and Family Health. Promoting the well-being of children whose parents are gay or lesbian. Pediatrics. 2013;131(4):827-30.